

レクリエーション傷害補償プランについて

補償の範囲

行事(レクリエーション)に参加するために集合地に集合した時から解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者(主催者)の管理下にある間の事故によるケガを補償します。

集合・解散場所と参加者の自宅との往復途上におけるケガについても補償の対象にできる場合があります。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約の内容

- ・保険契約者 …………… 行事(レクリエーション)の主催者など
- ・被保険者(補償の対象者) …………… 行事(レクリエーション)の参加者全員(役員・スタッフ等の主催者を含みます。)
- ・対象となる行事(レクリエーション) …… **1日平均20名以上**の参加者があり、かつ、名簿等によって参加者を把握できる下記の行事(レクリエーション)

ご契約の方式

ご契約の際は、次のいずれかの方式をご利用ください。

★スポット契約方式 …… 行事(レクリエーション)開催の都度、ご契約いただく方式です。

★包括契約方式 …… 行事(レクリエーション)の種類、開催予定日、予定参加人数を申告いただき、契約時にあらかじめ設定した所定の期間内に行われるすべての行事を一括してご契約いただく方式です。

この方式では行事(レクリエーション)開催後、毎月その開催通知(行事(レクリエーション)実施日、行事(レクリエーション)の種類、参加人数等)をご提出いただき、毎月または、保険契約終了後に精算を行います。この方式の詳細については、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

(注1) 実参加人数の毎月の通知や、それによる精算ができない場合はご契約いただけませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 所定の期間を1年間と定めた包括契約の場合、直近年度の行事(レクリエーション)参加者数の実績に基づいて契約時に保険料を決定することにより、毎月の開催通知および保険契約終了後の精算を不要とすることもできます。

保険金額と保険料

★保険の対象となる行事(レクリエーション)の種類

A	アーチェリー、いちご狩り、遠足(日帰り)、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、海水浴、ゲートボール、工場見学、ゴルフ、ジャズダンス、水泳、ソフトボール、体力テスト、卓球、テニス、なわとび、バドミントン、バレーボール、ボウリング、ヨガ、ラジオ体操 など
B	アスレチック、ウインドサーフィン、運動会、競歩、剣道、サイクリング、ジョギング、スケート、体操競技、なぎなた、軟式野球、納涼船、バスケットボール、日帰りキャンプ、フェンシング、ボディビル、マラソン大会、ヨット教室、陸上競技 など
C	ラクロス、レガッタ、硬式野球、サッカー、フットサル、サーフィン、水上スキー、スキー、スノーボード など

(注) 上記以外にも保険の対象となる行事(レクリエーション)があります。記載のない行事(レクリエーション)のお引受の可否については取扱代理店または当社にお問い合わせください。

★保険料例(オプション補償をセットしない場合。オプション補償については、3ページ(2)オプション補償をご参照ください。)

保険金額		プラン1			プラン2			プラン3		
死亡・後遺障害保険金額(*1)		100万円			300万円			500万円		
入院保険金日額(*2)		1,500円			3,000円			5,000円		
通院保険金日額		1,000円			2,000円			3,000円		
行事(レクリエーション)の種類		A	B	C	A	B	C	A	B	C
(*3) 1日あたり (*4) 保険料 1名	団体割引率適用なし	9円	47円	95円	23円	111円	221円	37円	181円	361円
	団体割引率5%	9円	45円	90円	21円	106円	211円	35円	172円	343円
	団体割引率10%	8円	43円	86円	20円	100円	200円	34円	163円	326円

(*1) 後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。

(*2) 手術を受けた場合は手術保険金(入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍)をお支払いします。詳細は2ページの「保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。

(*3) オプション補償をセットする場合の保険料については、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

(*4) 参加者の人数により団体割引率を適用することができます。

参加者数(1日につき)	20名以上	500名以上	1,000名以上	3,000名以上
団体割引率(*4)	5%	10%	15%	20%
1保険契約の最低保険料	1,900円	45,000円	85,000円	240,000円

ご注意事項

*花火大会、祭礼の見物等、参加者が不特定の行事(レクリエーション)はお引受できません。

*キャンプ、合宿などの宿泊(車中泊を含みます)を前提とする行事(レクリエーション)はお引受できません。行事(レクリエーション)参加者の中に宿泊される方が含まれる場合は、これらの方を除いてお引受します。

*社員研修など、就業中の行事(レクリエーション)はお引受できません。

*あらかじめ行事(レクリエーション)が天候等により中止された場合の順延日が決まっているときは、順延日を設定して契約することもできます。

補償内容

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、3ページの「※印の用語のご説明」を参照ください(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

(1) 基本補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 	保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、当社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、^{けい}頸部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ● 入浴中の溺水※(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥※によって生じた肺炎 ● 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ● 宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間のケガ など <p>【補償対象外となる運動等】 山岳登山(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3) 職務として操縦する場合を除きます。 (※4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。</p>
後遺障害保険金 	保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金 	保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、入院※された場合	[入院保険金日額]×[入院※した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
手術保険金 	保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術※の場合…[入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 (注) 1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
通院保険金 	保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[通院保険金日額]×[通院※した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

● 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師※の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。